

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

資料番号	32	担当課	障がい福祉課		
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第14条、 第15条	不利益処 分の種類	登録研修機関に対する措置命 令
○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)					
附 則 (適合命令)					
第14条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
(改善命令)					
第15条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第10条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
(登録基準)					
第8条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。					
(1) 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。					
(2) 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。					
(3) 前2号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。					
2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。					
(1) 登録年月日及び登録番号					
(2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名					
(3) 事業所の名称及び所在地					
(4) 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日					
(5) その他厚生労働省令で定める事項					
(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)					
第10条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第8条第1項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。					
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和62年厚生省令第49号)					

附 則

(登録基準)

第11条 法附則第8条第1項第2号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

2 法附則第8条第1項第3号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 喀痰吸引等研修の講師の数は、当該喀痰吸引等研修を受ける者（以下「受講者」という。）の人数を勘案して十分な数を確保すること。
- (2) 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
- (3) 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- (4) 喀痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。
- (5) 喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。
- (6) 喀痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に前条第一項の都道府県知事に提出すること。

(喀痰吸引等研修の実施基準)

第13条 法附則第10条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 研修の内容は、イからハまでに掲げる喀痰吸引等研修の課程に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ・ロ 省略

ハ 第3号研修 次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第3第1号の基本研修にあつては、同号の表下欄に定める時間数以上であること。
- (2) 別表第3第2号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

二 喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び实地研修（以下この号及び次号において「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、各講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

三 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

別表第3（附則第4条、附則第13条関係）

一 基本研修

科目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	

喀痰吸引等に関する演習	1
合計	9
二 実地研修	
行為	回数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、 受講者が習得すべき知識 及び技能を修得したと認 められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	